



# 税や社会保障の関係書類の様式が

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。

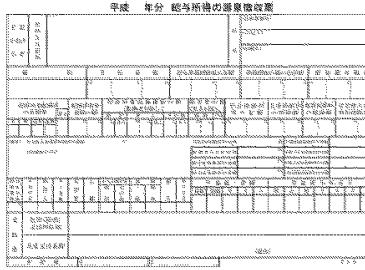
税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の

**例)給与所得の源泉徴収票**

**マイナンバー制度導入後**

**「支払を受ける者」の  
マイナンバーを記載**

**マイナンバー制度導入前**



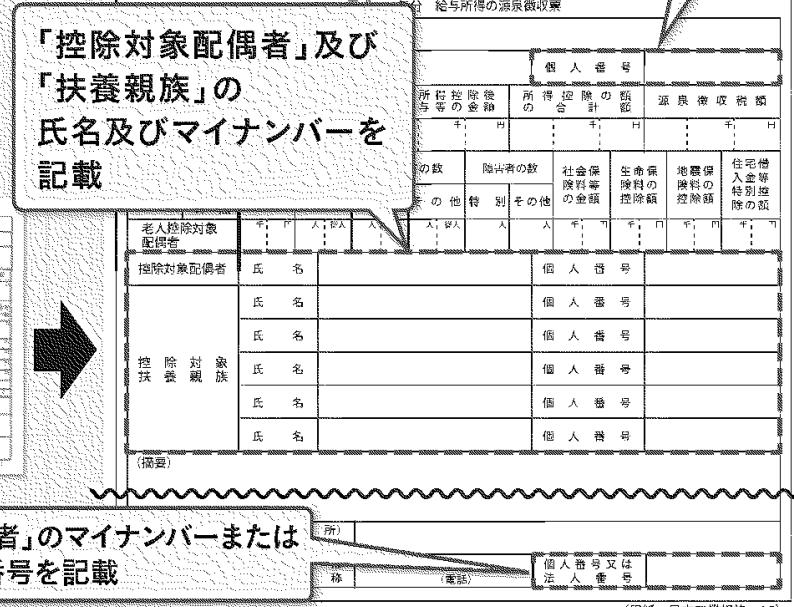
**別表第六(一)**

**給与所得の源泉徴収票**

|                 |       | 個人番号              |                   |                   |                          |
|-----------------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| 所得控除後の<br>所得の金額 |       | 所得控除の額            |                   | 源泉徴収税額            |                          |
| 千               | 円     | 千                 | 円                 | 千                 | 円                        |
| の数              | 障害者の数 | 社会保<br>障料等<br>の金額 | 生命保<br>障料の<br>控除額 | 地図保<br>障料の<br>控除額 | 住宅借<br>入金等<br>特別控<br>除の額 |
| その他<br>特別       | その他   | 千                 | 円                 | 千                 | 円                        |

**「控除対象配偶者」及び  
「扶養親族」の  
氏名及びマイナンバーを  
記載**

**マイナンバー制度導入後**



**「支払者」のマイナンバーまたは  
法人番号を記載**

(用紙 日本工業規格 A5)

## 法定調書での主な変更点

- 主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。
- 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは、A6からA5になります。

\*給与所得の源泉徴収票には税務署提出用と本人交付用がありますが、  
本人交付用には支払者のマイナンバーまたは法人番号は記載しないことになっています。

# 変わります。

確認や準備なども必要になります。

事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)

## 税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書



税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等のマイナンバーや法人番号を記載

など

## 社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届



健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバーを記載

など



# 税や社会保障関係の書類へのマイナンバー記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

## 税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

| 分野             | 主な届出書等の内容  | 施行日               |
|----------------|--|-------------------|
| 税              | <p>「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書</li> <li>● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書</li> <li>● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書</li> <li>● 退職所得の受給に関する申告書</li> <li>● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など</li> </ul> | 平成28年1月1日<br>提出分～ |
| 雇用保険           | <p>「マイナンバー」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険被保険者資格取得届</li> <li>● 雇用保険被保険者資格喪失届 など</li> </ul> <p>「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険適用事業所設置届 など</li> </ul>                                    | 平成28年1月1日<br>提出分～ |
| 健康保険<br>厚生年金保険 | <p>「マイナンバー」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届</li> <li>● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など</li> <li>● 健康保険被扶養者(異動)届 など</li> </ul> <p>「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規適用届 など</li> </ul> | 平成29年1月1日<br>提出分～ |
|                |  | 平成28年1月1日<br>提出分～ |

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。



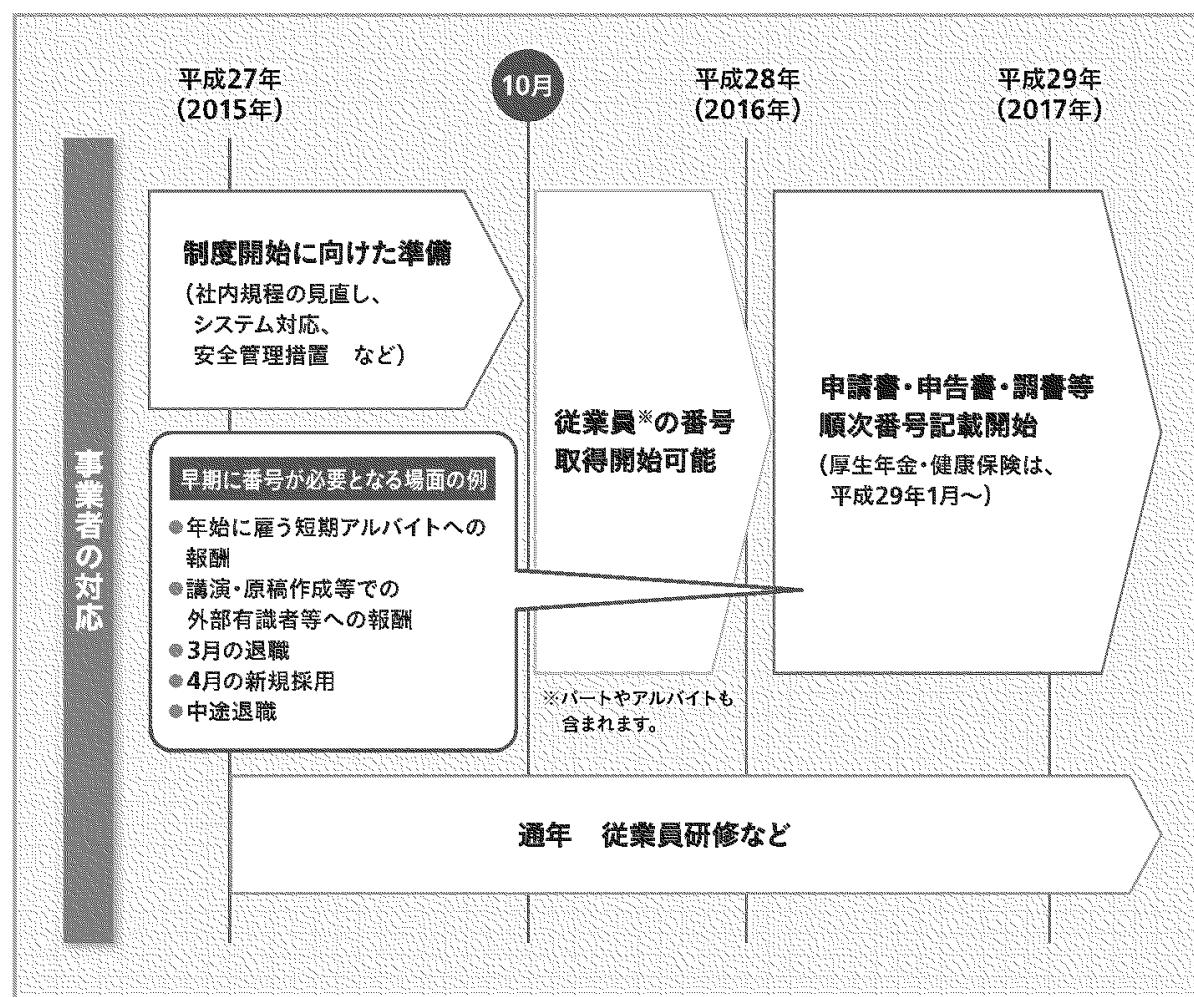
# 事業者のための マイナンバー準備スケジュール(例)

無理なく万全な対策をととのえるためには、計画的な準備が必要です。

スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備をすすめていきましょう。

## 準備のために必要な手順

- マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
- 利用スケジュールを確認しましょう。  
いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
- マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索



政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索



マイナンバー公式twitter

[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

コールセンター

マイナンバー

**0570-20-0178**

マイナンバーのお問合せは

【全国共通ナビダイヤル】9:30~17:30(土日祝日・年末年始を除く)

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。

また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は0570-20-0291におかけください。